

指定校変更許可基準

- 学校教育法施行令第8条に規定する指定校変更について、保護者の申し出により次の基準表のとおり処理する。
- その他必要な事項は所管課長が定める。

基準表

区分	許可要件	対象	期間	変更許可校	提出書類
転居	指定校が異なる住所に転居したが、引き続き今までの学校を希望する場合	全学年	卒業まで	在籍している学校	・指定校変更申請書
兄弟関係	兄弟の在籍校及び卒業校を希望する場合	全学年	卒業まで	兄弟が在学する学校または卒業した学校	・指定校変更申請書
市内転居予定	住宅の新築や購入、賃貸による転居が確実であるため、その転居予定先の学校へ前もって就学したい場合	全学年	転居予定月の末日まで	転居予定先の学校	・指定校変更申請書 ・建築契約書や賃貸借契約書等
留守家庭	同居する保護者が日中勤務しており、放課後は三親等以内の親族又は学童等に預けるため、その預け先の通学区域の学校を希望する場合	小学校 全学年	小学校 卒業まで	預け先の通学区域の学校	・指定校変更申請書 ・勤務(自営)証明書 ・児童預かり証明書
指定校変更児童の中学校入学	指定校変更の許可を受けている児童が中学校に入学する際、卒業する小学校区の中学校を希望する場合	中学校 入学時	中学校 卒業まで	在学する小学校区の中学校	・指定校変更申請書
大規模校等から適正規模校へ	大規模校等から通学区域が隣接する適正規模校への変更を希望する場合	全学年	卒業まで	別表1に定める	・指定校変更申請書
身体的障害等の場合	病弱、肢体不自由、特別支援学級対象児等の通学・通院の利便性、安全性を考慮する必要がある場合	全学年	卒業まで	通学に支障がない学校	・指定校変更申請書 ・校長意見書 ・診断書、障がい者手帳等
部活動	指定校に希望する部活動が無く、その部活動がある中学校を希望する場合 ※同好会は認めない	中学校 入学時	卒業まで	希望の部活動がある学校	・指定校変更申請書
その他	・身を隠して通学する場合 ・子供の指導上好ましくない状態(いじめ、不登校等)が続く場合 ・経済的理由の場合 ・教育長が特に必要と認める場合 ・その他複合的な理由の場合	全学年	その理由の継続する期間	許可された学校	・指定校変更申請書 ・校長意見書 ・その他必要な書類

附 則

- この基準は、令和4年10月13日から施行する。

別表 1

指定校	変更許可校
豊崎小学校	座安小学校
上田小学校	座安小学校 ・ 伊良波小学校